

「銀行法施行規則等一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	信金法施行規則第76条第1項及び同法別紙様式2号(記載上の注意)7ほか 協金法、労金法も同様	合併の際の資産及び負債の評価について、「合併の直前の帳簿価額」を付さなければならないとされているが、平成20年改正前の企業結合会計基準において、持分の結合における会計処理については、「合併による企業結合の場合、結合当事企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を引継ぐ」とされており、これは結合当事企業の資産又は負債の帳簿価額に会計処理又は評価の誤りがある場合には、引継ぎ前にその修正が行われることを意図するものであることを踏まえ、「合併の直前の適正な帳簿価額」とすべきではないか。	会計処理又は評価の誤りが把握された場合、会計基準も踏まえて必要な修正を行い、適正な価額とすることは当然の前提であると考えられます。
2	労金法施行規則第59条第1項 信金法、協金法も同様	「吸収合併対象財産」とは、積極財産(資産)と消極財産(負債)の両者を指すとの理解でよい。	貴見のとおりです。
3	労金法施行規則第59条第1項	「吸収合併対価」は、吸収合併存続金庫の「普通出資」または「金銭」のいずれかと理解してよい。 ※優先出資法第43条第1項で「優先出資は、根拠法にいう出資ではない。」とされている。一方、労金法第62条の3第3号に規定する「出資」は普通出資の意であり、同条第4号においては「金銭等」ではなく「金銭」と規定されている。	貴見のとおりです。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	労金法施行規則第59条第2項	労金法において、吸収合併の規定を準用している新設合併の場合、以下のように読み替えて問題ないか。 第59条 新設合併設立金庫(法第62条の4に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。)は、新設合併対象財産(新設合併(同条に規定する新設合併をいう。以下同じ。))により、新設合併設立金庫が承継する財産をいう。以下同じ。)の全部の取得原価を新設合併対価(新設合併に際して新設合併設立金庫が新設合併消滅金庫(同条に規定する新設合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の会員に交付する財産をいう。)の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、新設合併対象財産には、当該新設合併に係る新設合併消滅金庫における当該新設合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。	貴見のとおりです。
5	労金法施行規則第59条第2項	「新設合併対価」は、新設合併設立金庫の「普通出資」に限られると理解してよいか。 ※労金法第62条の4には、第62条の3第4号に相当する規定がない	貴見のとおりです。
6	信金法施行規則第76条の2 協金法、労金法も同様	負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することとなる。また、信金法施行規則第76条に基づき会計処理を行う際に生じるのれんについては、資産として計上することになる。 したがって、同条の規定は、「…、適正な額ののれんを資産として計上し、負ののれんについては利益として計上する。」とすべきではないか。	本規定は、金庫の会計の詳細は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うことを前提に、のれんの会計処理に関する資産及び負債の評価の原則的な規定のみを置いているものです。その具体的な会計処理については、「企業結合に関する会計基準」におけるのれんの会計処理など一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことになると考えられます。したがって、負ののれんが発生する場合には、負債として計上することができる「適正な額」は常に零であると解釈され、損益計算書等において一括して利益を計上することとなると考えられます。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	信金法施行規則別紙様式第2号(記載上の注意)1(4)ほか 協金法、労金法も同様	簡便な計算により算出した「時価に代わる金額」とはどのようなものを想定しているのか、例示していただきたい。例えば、以下のような方法により算定した金額は、「時価に代わる金額」に含まれるのか。 ①貸出金 将来の約定キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割引計算した割引現在価値から貸借対照表に計上している貸倒引当金相当額を控除した金額 ②預金 将来の約定キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割引計算した割引現在価値 また、③固定金利建金融商品で、かつ、短期間に決済されない金融商品(決済期日の定めのないものを除く。)については、当該金融商品の帳簿価額は「時価に代わる金額」に含まれないと考えてよい。	簡便な計算により算出した「時価に代わる金額」は、本来の「時価」を求める計算の一部に簡便な手法を用いて算出した金額をいいます。 ご質問頂いた①及び②の方法により算出した金額は、「時価に代わる金額」として想定されるものと考えております。 また、「時価」と帳簿価額が近似しない③のような場合において、帳簿価額は「時価に代わる金額」には含まれないと考えております。 なお、「時価に代わる金額」を注記する場合には、その旨及び算定方法を併せて注記することが必要である点に留意が必要です。
8	信金法施行規則別紙様式第2号(記載上の注意)1(4)ほか 協金法、労金法も同様	金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項の注記について、重要性の乏しいものは注記を省略できるとの理解でよい。	貴見のとおりです。
9	信金法施行規則別紙様式第2号(記載上の注意)1(4)ほか 協金法、労金法も同様	金融商品の時価等の開示にあたっては、一般的に、時価の算定方法が会計基準に準拠しているか、時価算定の基となるデータ、時価の算定結果及び注記の記載内容が適切であるか、等について会計監査が行われると考えられる。 一方、協同組織金融機関(連合会を除く)が「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を開示する場合には、「算定方法が会計基準に準拠して」適切に計算・開示が行われているかという観点での会計監査が行われるのではなく、協同組織金融機関が採用した算定方法に基づき適切に計算・表示が行われているかという観点から会計監査が行われるとの理解でよい。	「金融商品の時価等の開示」に関しては、協同組織金融機関が採用した、例えば、「時価に代わる金額」の算定方法として想定される質問7の①又は②などの算定方法に基づき、適切に計算・表示が行われているかという観点で会計監査が行われるものと考えています。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	協金法施行規則別紙様式第2号1(4)ほか 信金法、労金法も同様	金融商品の時価等に関する事項を注記することについて、次年度からの適用にできないか。	金融商品の時価等に関する事項については、「金融商品に関する会計基準」(最終改正平成20年3月10日 企業会計基準委員会)において、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとされていることを受け、協同組織金融機関についても今般の改正を行うものです。なお、協同組織金融機関(連合会を除く)については、事務負担等を考慮し、簡便な計算により算出した時価に代わる金額の開示についても認めることとしております。
11	信金法施行規則別紙様式第2号(記載上の注意)1(5)ほか 協金法、労金法も同様	賃貸等不動産に関する注記について、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、注記を省略できるとの理解でよい。	貴見のとおりです。
12	信金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)1(6)ほか 協金法、労金法も同様	会社計算規則では持分法損益等に係る注記は、連結計算書類作成義務がある大会社の有価証券報告書提出会社以外の会計監査人設置会社はその作成が不要とされている。協同組織金融機関も有価証券報告書提出義務はないこと、当局に各種報告を行っていることから、持分法損益等の開示は不要とすべきではないか。	協同組織金融機関は、預金者等の利害関係者が多く、業法の説明書類(銀行法第21条等)においては連結ベースによる開示も求められていることから、銀行における開示内容も踏まえ、単体の財務諸表では取得原価において評価される関連会社株式に関する情報について連結の財務諸表が作成されない場合に注記を求めることとしております。
13	信金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)7ほか 協金法、労金法も同様	平成20年改正前の企業結合会計基準で求められていた注記事項との整合性から、吸収合併対象財産に適正な帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合の注記事項として、「会計処理方法の統一の内容」を追加すべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正しました。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	労金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)7ほか 信金法、協金法も同様	「消滅する金融機関」とは、労金法第62条の3に規定する「吸収合併消滅金庫」との理解でよいか。	貴見のとおりです。
15	労金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)7ほか 信金法、協金法も同様	「吸収合併日」とは、労金法第62条の3第5号に規定する「効力発生日」との理解でよいか。	貴見のとおりです。
16	労金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)7(2)ほか 信金法、協金法も同様	「出資1口当たりの金額」とは、労金法第23条の2第1項第7号に規定する「出資1口のコличество」のことではなく、「出資1口当たりの簿価純資産額」との理解でよいか。	労金の吸収合併における「出資1口当たりの金額」としては、吸収合併存続金庫における吸収合併後の出資1口のコличество(労金法第23条の2第1項第7号に規定する金額)を注記する必要があります。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
17	信金法施行規則別紙様式2号(記載上の注意)8ほか 協金法、労金法も同様	企業結合会計基準の注記事項との整合性から、吸収合併対象財産に時価を付す吸収合併が行われた場合は、以下の事項を追加すべきではないか。また、「重要な」吸収合併を注記対象とする規定を設けるべきではないか。 ① 取得企業を決定するに至った主な根拠 ② 合併契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針 ③ 取得原価の大部分がのれん以外の無形資産に配分された場合には、のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 ④ 当該合併が当期首に完了したと仮定したときの当期の損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件(影響額に重要性が乏しい場合を除く)	ご意見を踏まえ、①及び②につきましては、規定を修正しました。 また、③及び④につきましては、協同組織金融機関の業務内容や事務負担等を踏まえると、注記事項として規定に盛り込む必要性は低いものと考えます。 なお、協同組織金融機関において合併は重要な事象と考えられるため、全ての合併を注記対象としております。
18	信金法施行規則別紙様式第13号(記載上の注意)1(4)、(5) 協金法、労金法も同様	①連結財務諸表を作成する協同組織金融機関において、別紙様式2号の注記との平仄から、別紙様式13号の様式においても注記を行うことはできるのか。 ②連結財務諸表を作成する協同組織金融機関の、ディスクロージャー誌(各業法で準用する銀行法第21条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類)における、単体の財務諸表は、会計監査人の監査対象となっている別紙様式2号ベースでの注記を行うとの理解でよいのか。	①そのような対応を行っても問題ありません。 ②貴見のとおりです。